

坂井市安全安心まちづくり支援事業補助金について

【自治会等向けマニュアル】

坂井市総務部危機管理対策課

第1 補助金の目的等

区（町内会又は自治会、以下「自治会等」という。）が行う防犯インフラの初期整備を支援することで、地域の防犯力の向上を図るとともに、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進することを目的とする。

第2 定義

1 防犯インフラ

犯罪の抑止力となる防犯カメラやセンサー付き防犯灯、防犯看板、見守り活動を行う車に搭載する着脱式ドライブレコーダー、地域で危険個所を共有できる電子マップ等、地域の防犯力向上に資すると認められる物品等をいう。

2 防犯カメラ

主に犯罪の抑止を目的として、公道その他の不特定多数の人が往来する公共の場所を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の記録の機能を有するものをいう。ただし、駐車場や会館などの財産管理に供される目的のものを除く。

第3 補助金の概要

1 補助対象経費

- (1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事に要する経費並びに表示板設置に要する経費（モニター設置費用を除く。）
- (2) 前号を除く地域全体の防犯力の向上に資すると認められる防犯インフラ（以下「その他の防犯インフラ」という。）の整備に要する経費

2 補助率・補助金額

補助対象経費の3分の2以内とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 防犯カメラの設置等に要する経費

1台あたり10万円を限度とする。ただし、1小学校区あたり100万円を限度とする。

(2) その他の防犯インフラの整備に要する経費

自治会等あたり10万円を限度とする。

3 主な要件等

(1) 共通要件

- ・地域の防犯力向上のために実施する防犯インフラの初期整備であること。
- ・各年度末までに事業が完了できる事業であること。
- ・自治会等において、タウンライトアップ運動（※参照）の実施を宣言していること。
- ・令和8年度分は、令和8年9月18日(金)を交付申請期限とします。

(2) 防犯カメラ設置の場合の要件

- ・ 撮影範囲が公道等であり、既存カメラの位置や犯罪等の発生状況等を踏まえ、自治会等と警察が協議して設置する防犯カメラであること。
- ・ 防犯カメラの設置及び維持管理について、設置地域の住民に対し、総会等で同意が得られていること。
- ・ 防犯カメラの設置を明示する表示板を設置すること。
- ・ 防犯カメラの設置・運用を適正に行うための設置・運用要領を定めること。
- ・ 防犯カメラの撮影範囲となる住民等の同意が得られていること。

※ タウンライトアップ運動とは、夜間に家庭の門灯や玄関灯等を点灯することにより、安全で安心な地域社会づくりを目指す運動をいう。

第4 申請手続きの流れ ※ 下線は、様式又はひな形あり

1 補助金等交付申請書（様式第1号）の提出

提出 期限	事業開始前までに
添付 書類	<p>(1) <u>事業実施計画書</u></p> <p>※ 防犯カメラ設置の場合は、設置場所や撮影方向について、自治会等が警察と協議した結果についても記載</p> <p>(2) <u>収支予算書</u></p> <p>(3) <u>見積書の写し</u></p> <p>(4) <u>撮影範囲となる住民等の同意書</u>（防犯カメラの設置に限る。）</p> <p>(5) <u>次に掲げる防犯インフラの設置予定位置が分かるもの</u></p> <p>【防犯カメラ設置】 防犯カメラ及び表示板の設置予定位置の他、既存の防犯カメラの位置</p> <p>【その他の防犯インフラ】 固定するインフラについては設置予定位置を、移動する防犯インフラについては、通常管理場所</p> <p>(6) <u>タウンライトアップ運動実施宣言書の写し</u></p> <p>(7) <u>防犯カメラの設置・運用に関する要領</u>（防犯カメラの設置に限る。）</p> <p>(8) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p>

2 補助金等交付請求書（様式第12号）の提出

提出期限	補助金等交付決定通知書受領後すみやかに
添付書類	(1) 補助金等交付決定通知書の写し (2) 補助金等の振込先通帳の写し（表紙見開き）

3 補助事業の開始

※ 交付決定日以前に着手した事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。

4 補助金の受領

5 自治会等から業者への支払い

※ 補助金受領前に、業者へ支払いをすることのないようにご注意ください。
必ず、補助金受領後に、業者へ支払いすること。

6 補助事業等実績報告書（様式第8号）の提出

提出期限	事業完了後すみやかに
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 領収書の写し (3) 整備状況が分かる写真（防犯カメラ設置を明示する表示板、防犯カメラによる撮影画像、防犯カメラ整備後の現況写真等） (4) その他市長が必要と認める書類

7 補助金等確定通知書の受領

※ 確定により減額となった場合は、市から送付する納付書により納付する。

第5 留意事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置または運用する者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定めるとともに、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 撮影範囲、設置場所等

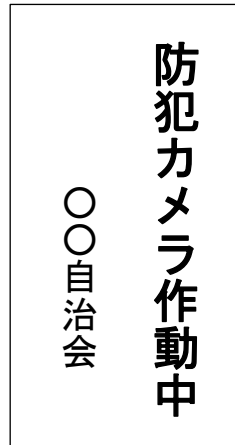
防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいものではありません。

そこで、設置者等は、警察と協議の上、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

3 設置の表示

設置者等は、犯罪抑止効果およびプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内または付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることおよび設置者等の名称を表示することとします。

【表示板の例】



4 管理責任者、操作取扱者の指定

設置者等は、防犯カメラの管理および運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

5 設置者等の責務

設置者等、管理責任者および操作取扱者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の項目を守ることとします。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置および運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体（HDD、メモリーカード等）の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。そこで、設置者等、管理責任者および操作取扱者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の項目に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体に対する情報漏えい防止措置を講じること

※ 例えば、記録媒体の施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の方法

があります。

- (2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと
- (3) DVDやメモリーカード等の記録媒体は、施錠できる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること
- (4) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間（概ね1か月以内）とすること。ただし、業務の遂行または、犯罪・事故の操作等のため特に必要と認められる時は、保存期間を延長することができること。
※ 長期間の保存は、より多くデータを持つことになり、外部への漏えいのおそれが増えるため、目安として概ね1か月以内という基準を示したものです。
- (5) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に
行うこと。
- (6) 記録媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去等を行
い、画像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録す
ること。
- (7) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、または、無線を利用して
運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策など、情報漏
えい防止措置に特に配慮すること。

7 撮影された画像等の閲覧・提供の制限

- (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者
および操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者
に閲覧させたり、提供したりすることを行わないこととします。

なお、第三者に画像を閲覧させ、または、提供する場合は、できるだけ関連す
る部分に限って行うこととします。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会（刑事訴訟法第
197条第2項）、裁判所からの文書送付や調書の嘱託、文書提出命令（民事
訴訟法第186条等）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）
に基づく場合等をいいます。

イ 県民等の生命、身体および財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害
状況を情報提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査のために情報提供を求められた場合 警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等が想定されます。

エ 画像から識別される本人の同意がある場合または本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えな
いよう配慮し、プライバシーを侵害することがないように、細心の注意が求め
られます。

(2) 画像を第三者へ閲覧させたり、提供したりする場合は、設置者等および管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、閲覧させるのみとするか、提供するか慎重に判断することとします。

また、画像を閲覧させたり、提供した時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実にを行うこととします。

8 秘密の保持

設置者等、管理責任者および操作取扱者は、防犯カメラによって個人情報等を大量に収集し、管理することになりますので、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないこととします。なお、その職でなくなった後においても同様とします。

9 保守点検等

設置者等および管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行うこととします。

また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。

10 問い合わせ・苦情等への対応

設置者等および管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。

11 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置・運用業務を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適正な設置、運用を委託先に徹底することとします。

12 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

よって、設置者等、管理責任者および操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、本事項のほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。

13 設置・運用要領の作成

設置者等または管理責任者は、本事項に基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の項目を盛り込んだ設置・運用要領を定めることとします。

- (1) 設置目的
- (2) 設置場所、設置台数、撮影範囲、設置の表示
- (3) 管理責任者等の指定
- (4) 保管場所、保存期間等画像の管理
- (5) 画像の利用および閲覧・提供の制限

(6) 保守点検

(7) 問い合わせ・苦情等への対応

14 申請・問い合わせ先

坂井市役所危機管理対策課（電話 50-3525）